

宮古島市と公立大学法人名桜大学との包括連携協定書

宮古島市（以下「甲」という。）と公立大学法人名桜大学（以下「乙」という。）は、相互の人的・知的資源を活用し、地域社会の持続的発展及び人材育成の推進を図ることを目的として、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、特に離島地域における医療・健康・福祉分野を中心とした人材の安定的確保及び育成を図るとともに、若者の地元進学・地元定着を促進し、地域医療及び地域社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 宮古島市出身者を対象とした進学の促進
- (2) 医療・健康分野における人材育成の推進
- (3) 学生の地元定着及び地元回帰を促進するためのキャリア支援の推進
- (4) その他、本協定の目的達成に必要と認められる事項

（意見交換）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携事項を円滑かつ実効的に推進するため、必要に応じて意見交換を行う。

（費用負担）

第4条 本協定に基づく連携事業等に要する費用については、甲乙協議の上、その都度定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定は、2026年3月1日をもって発効し、有効期間を1年とする。
ただし、この協定による有効期間満了の日1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、さらに1年間有効としその後も同様とする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た個人情報及び秘密情報について、適切に取り扱うものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈等に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

以上、本包括連携協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和8年2月19日

(甲)

(乙)

宮古島市

公立大学法人名桜大学

市長 嘉数登

学長 石川昌範